

平成十五年四月八日受領
答弁第四〇号

内閣衆質一五六第四〇号

平成十五年四月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出貸し渋り、貸し剥がしに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出貸し渋り、貸し剥がしに関する質問に対する答弁書

一及び二について

いわゆる貸し渋りや貸し剥がしについては、一般的に受け入れられているような定義はないが、金融機関に対する批判として、金融機関が貸付けに必要な以上に消極的になっていたり、無理な回収を行ったりするということを指して用いられていると考えている。なお、金融機関の個々の取引には様々な事情が影響していることから、個々の取引が貸し渋りや貸し剥がしに該当するか否かを判断することは困難である。

三について

貸し渋りや貸し剥がしについては、金融機関の個々の取引がこれに該当するか否かを判断することは困難であるが、いわゆる貸し渋りや貸し剥がしに関する情報の電子メールやファックスによる受付制度である金融庁の「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報は、中小企業に対する貸付けに関するものがほとんどであると承知している。

四について

貸し渋りや貸し剥がしについては、金融機関の個々の取引がこれに該当するか否かを判断することが困

難であるため、お尋ねの点にお答えすることは困難である。

五から七までについて

金融庁は、財務局等における金融機関に対するヒアリングや「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」などにより、中小企業金融に関する情報の収集と分析に努めるとともに、金融機関に対し、資金供給の円滑化を要請しているところである。しかし、貸し渋りや貸し剥がしについては、金融機関の個々の取引がこれに該当するか否かを判断することが困難であるため、貸し渋りや貸し剥がしの実例を示すことや、実例を把握するために調査を行うことは困難である。なお、今後とも、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」による情報を、金融機関の監督において活用し、中小企業金融の円滑化に向けて、積極的に取り組んでまいりたい。

八から十一まで

貸し渋りや貸し剥がしについては、金融機関の個々の取引がこれに該当するか否かを判断することが困難であるため、お尋ねの点にお答えすることは困難である。

十二について

貸し渋りや貸し剥がしについては、金融機関の個々の取引がこれに該当するか否かを判断することが困難であるため、貸し渋りや貸し剥がしの金額について調査することは困難である。しかし、五から七までについてでお答えしたとおり、金融庁は、財務局等における金融機関に対するヒアリングや「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」などにより、中小企業金融に関する情報の収集と分析に努めているところである。御指摘の竹中金融担当大臣の答弁は、引き続きこのような情報の収集と分析に努めるという趣旨である。今後とも、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」による情報を、金融機関の監督において活用し、中小企業金融の円滑化に向けて、積極的に取り組んでまいりたい。

十三について

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」においては、平成十五年三月二十七日までに、六百二十件の情報を受け付けている。

十四について

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた個々の情報が、貸し渋りや貸し剥がしに該当するか否かを判断することが困難であるため、お尋ねの件数についてお答えすることは困難であるが、いずれ

にせよ、受け付けた情報については、その内容を整理し、分析するとともに、これらの情報を基に金融機関の貸出し態勢に関するヒアリングを実施するほか、検査においてこれらの情報を参考とするなど、金融機関の監督に当たり重要な情報として活用している。

十五について

金融庁は、中小企業金融の円滑化のため、金融関係団体との間で、中央のみならず地方においても、小企業金融の実態について意見交換をする場を設けるとともに、金融機関に対し、資金供給の円滑化を引き続き要請しているところである。

また、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」で受け付けた情報については、その内容を整理し、分析するとともに、これらの情報を基に金融機関の貸出し態勢に関するヒアリングを実施するほか、検査においてこれらの情報を参考とするなど、金融機関の監督に当たり重要な情報として活用している。